

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 36 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年1月28日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年8月4日 玉名市築地地内	個 人 (車両所有者) 自転車	0 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個 人 (車両運転者)	34,650円	